

Ⅱ 健やかに暮らせる健康・福祉のまちづくり（保健・福祉・医療の分野）

子どもから高齢者まで、だれもが健やかにいきいきと暮らすことができるよう、健康づくりの推進と医療体制の充実を図ります。

また、子育てや高齢者、障害のある人などの生活を地域ぐるみで支援していく環境づくりを進めます。

そして、老若男女や障害の有無、国籍などを問わず、だれもが安心して生活できるよう、ユニバーサルデザインに配慮した取組みを進めます。

1 健康づくりの推進と医療の充実

1 健康づくりの推進

【現状と課題】

これまで、壮年期からの生活習慣病¹²の予防に向けた取り組みや、母子保健事業としての健康教室や健康相談などを実施するとともに、国が策定した「21世紀における国民健康づくり運動（健康日本21）」に基づき、市民の健康啓発やウォーキングなどの健康増進を図る取り組みなどを行ってきました。

今後は、介護保険法¹³、国民健康保険法¹⁴、医療制度改革関連法¹⁵などへの対応を図るとともに、本市の実情に合った独自の健康づくり計画を早急に策定することが必要です。また、健康づくりの基本である「自主健康管理」の意識向上を地域全体へ図っていくとともに、マンパワー¹⁶の向上と活用を図り、市民の健康づくりをサポートしていくことが重要です。

施策の方向性

市民が地域で健康に暮らすために、市民の健康に対する意識を啓発し、自らが健康管理を行う環境づくりを進めます。また、生活習慣病などに関する情報提供や健康教育・健康相談などを行い、生涯を通じた健康づくりを支援します。

①健康増進の促進

- 市民参加により健康づくり計画を策定します。
- 地域における健康づくりを推進するために、健康づくり運動¹⁷のパートナーとして、市民のマンパワーの向上と活用を図り、組織体制の整備に努めます。

12 不規則な食生活や睡眠不足、運動不足などの生活習慣が要因となって発症、進行する病気のこと。
13 保険料を財源に介護サービスを提供する制度を定めた法律。原則として40歳以上の人が保険料を支払い、65歳以上の人と特定疾病に起因する40歳以上64歳未満の人で介護を受ける必要があると認定された人がサービスを受ける。
14 医療保険のひとつであり、会社員や公務員以外の人（自営業、無職など）が加入する制度を定めた法律。運営は居住地の市町村が行い、加入者が保険料（税）を出し合い支え合う。
15 医療費の適正化を主な目的として制度改革を定めた法律。生活習慣病対策や高齢者の患者負担を2割から3割に見直すなどの改革が盛り込まれている。
16 人的資源、労働力のこと。
17 早世（早死）を減少させ、認知症や寝たきりにならない状態で生活できる期間（健康寿命）を延伸させることなどを目標に、個人や社会の力を合わせて、国民の健康づくりを総合的に推進していく運動。

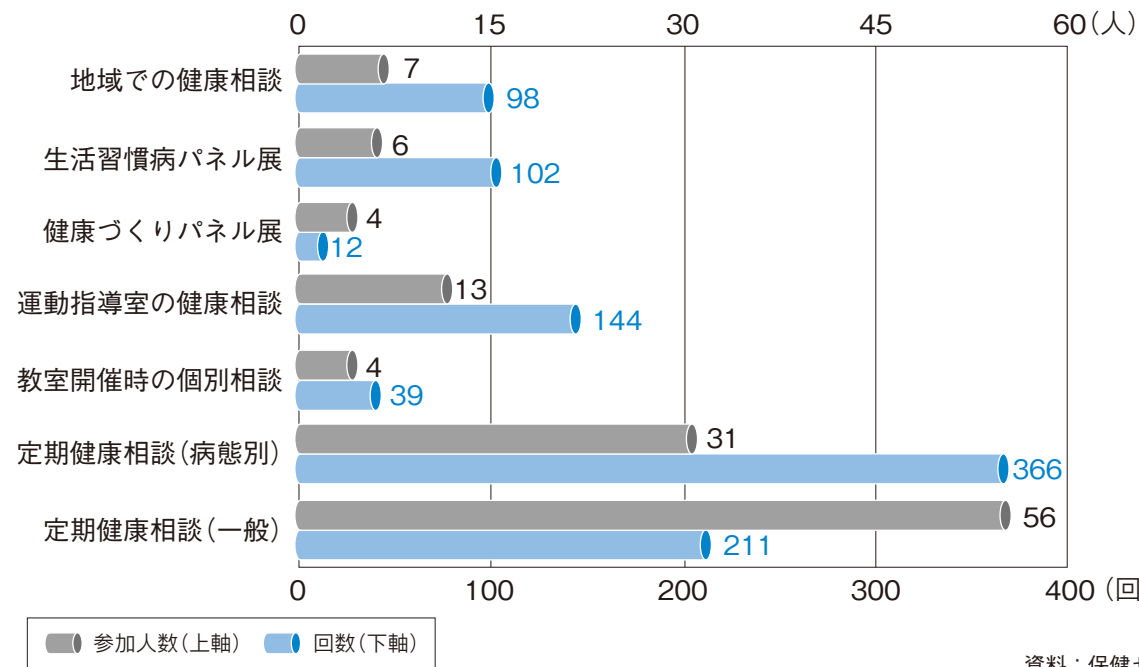
②啓発活動の推進

- 食生活、運動・身体活動、休養などの生活習慣を、市民がバランスよく身につけることができるように支援し、生活習慣病の予防を図ります。
- 各世代における健康課題を明確にし、健康教育や健康相談などを通じて健康づくりに対する意識の向上を図るとともに、地域ぐるみで健康増進を図る市民主体の活動を支援します。
- たばこによるがんなどの疾病を予防するため、喫煙防止に向けた啓発活動を推進します。
- 人生80年時代にふさわしい歯科保健の啓発活動を推進します。

③食育の推進

- 乳幼児期からのさまざまな経験を通して、「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができるよう、学校・家庭・地域と連携して食育を推進します。
- メタボリックシンドローム¹⁸などの生活習慣病を予防する観点から、食生活の改善に向けた啓発活動を推進します。
- 「食」の安全や安心を確保するため、保健所との連携を強化しながら、食品衛生に関する知識の啓発活動に努めます。

■ 平成18年度健康相談の開催回数と参加人数



18 内臓脂肪型肥満（内臓肥満・腹部肥満）に高血糖・高血圧・高脂血症のうち2つ以上を合併した状態の複合生活習慣病。

2 保健対策の推進

【現状と課題】

本市では、思春期から妊娠、出産、新生児期、乳幼児期までを一貫した体系として捉え、母子保健対策を総合的に進めています。特に乳幼児健診は、健康や発達面の問題だけでなく、虐待や育児不安など、養育上の問題を早期発見する機会として重要な役割を果たしています。

生活習慣病や心の健康の問題など、疾病の多様化が進んでいることから、成人保健対策として日常的な健康管理がますます重要になっています。このため、市民が生活習慣を見直し、効果的に疾病予防ができるよう、情報提供を行うなど健康管理を実践するための支援が求められています。

感染症対策は、予防接種の実施や結核、エイズなどの感染症に関する取組みなどを行ってきました。近年では、BSE¹⁹や鳥インフルエンザ²⁰など、食品に関する感染症が話題となり、市民の「食」の安全に対する関心も高まっています。今後も保健所と連携を図り、新たな感染症などの情報収集・提供を進めながら、市民の意識を啓発し、感染症の予防を行っていくことが必要です。

施策の方向性

新生児期から高齢期にいたるまでの各ライフステージ²¹に応じた健康管理を市民が実践できるよう支援するとともに、それぞれの疾患の特性に応じたきめ細かい保健対策の充実を図ります。また、感染症などの予防対策を推進します。

①母子保健対策の充実

- 子どもの成長発達を促し、育児不安の解消を図るため、育児関連の情報提供を行うとともに、関係機関と連携し、妊婦や乳幼児の健康診査や相談などの育児支援体制の整備を推進します。
- 生涯を通じた健康づくりの視点で、思春期から妊娠、出産、新生児期、乳幼児期までを一貫した体系として捉え、生活習慣病予防の推進を図ります。
- 地域における子育て支援団体などの活動や交流を支援し、安心して子育てができる環境づくりを推進します。

19 牛の脳の組織にスポンジ状の変化を起こし、起立不能などの症状を示す中枢神経系の疾病。BSEの牛の脳や脊髄を食べることで、行動異常などを発症する、新変異型クロイツフェルト・ヤコブ病が人間にも感染すると考えられている。

20 高病原性鳥インフルエンザ。鳥類がかかるA型インフルエンザの一種。生きた病鳥や内臓、排泄物に接触することで、鳥から人間にも感染し、発病した場合の致死率は5割を超える。

21 年齢にともなって変化する生活段階のこと。出生から、就学、就職、結婚、出産、子育て、退職など、人生の節目を指す。

②成人保健対策の充実

- 健診によって将来発症する可能性の高い疾病を予測するとともに、若年期から高齢期までの各ライフステージに応じた啓発活動・健康教育・個別相談指導などを充実していきます。
- がん予防の啓発活動を推進するとともに、がん検診・精密検査受診率や検査精度の向上に努めます。

③感染症対策の充実

- 感染症を予防するため、乳幼児、児童・生徒、高齢者を対象にした予防接種を推進します。
- 結核などの感染症やエイズ、BSE、鳥インフルエンザなどの感染症の予防と蔓延を防止するため、市民への適切な情報提供の充実を図ります。
- 狂犬病予防注射や衛生害虫²²などの駆除を行い、感染症の予防を図ります。

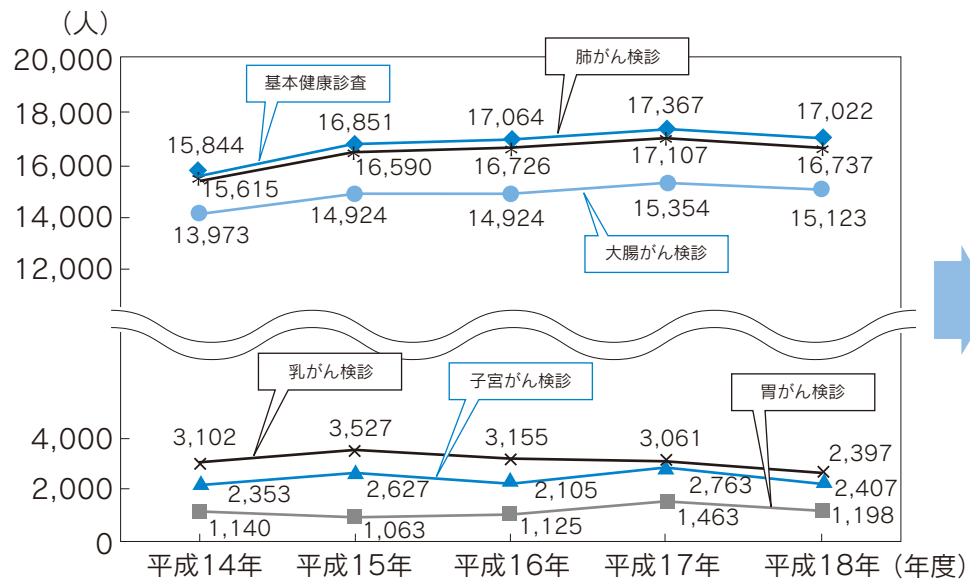
平成 18 年度乳幼児健康診査実施状況

	4か月児	10か月児	1歳6か月児	3歳児
実施回数	30回	30回	23回	23回
対象児数	959人	916人	931人	989人
受診率	96.6%	97.7%	91.3%	90.0%

資料：保健センター

22 病原体（ウイルス・細菌・寄生虫など）を運んで人に病気を感染させる昆虫のこと。

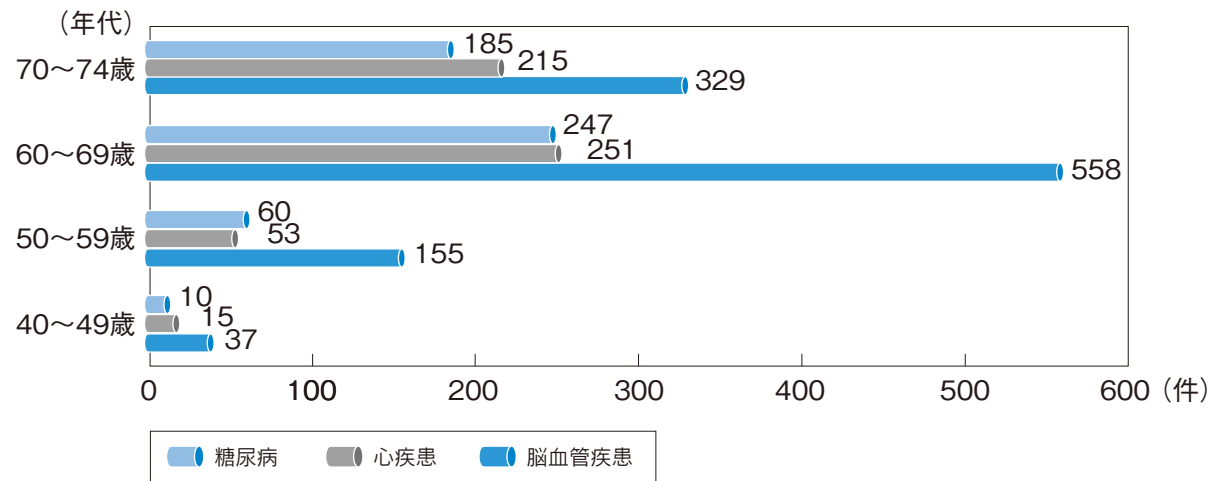
健康診査受診者数の推移



平成20年度より
基本健康診査に
ついては、特定
健康診査へ移行

資料：保健センター

受診件数上位疾患の年代別受診状況（平成18年5月診察分）



資料：国保医療課

3 医療体制の整備

【現状と課題】

市民意識調査においては、重要度の高い施策として「病気になったときの医療体制」を挙げた回答が最も多く、市民の関心の高さがうかがえます。今後、高齢化の進行とともに、市民の医療ニーズはますます高まると考えられます。医療機関などと連携を図り、医療体制の整備を進めることが求められています。

施策の方向性

市民一人ひとりが必要とする医療サービスを円滑に受けられるよう、医療機関などとの連携を図りながら、地域医療体制の整備・充実に努めます。
また、救急医療体制の充実を図ります。

①地域医療体制の整備・充実

- 医療機関などと連携し、地域医療体制の整備・充実を図ります。
- 医療機関情報の提供や薬に関する知識の周知・啓発活動を推進します。
- 疾病予防から治療、在宅医療にいたるまでの包括的な医療体制の確立を図ります。

②救急医療体制の充実

- 市民が急な病気やけがの際に適切な対応を受けられるよう、医療機関などと連携し、初期救急医療²³体制の充実を図ります。
- 近隣市町の医療機関と連携し、第二次救急医療²⁴体制の充実を図ります。

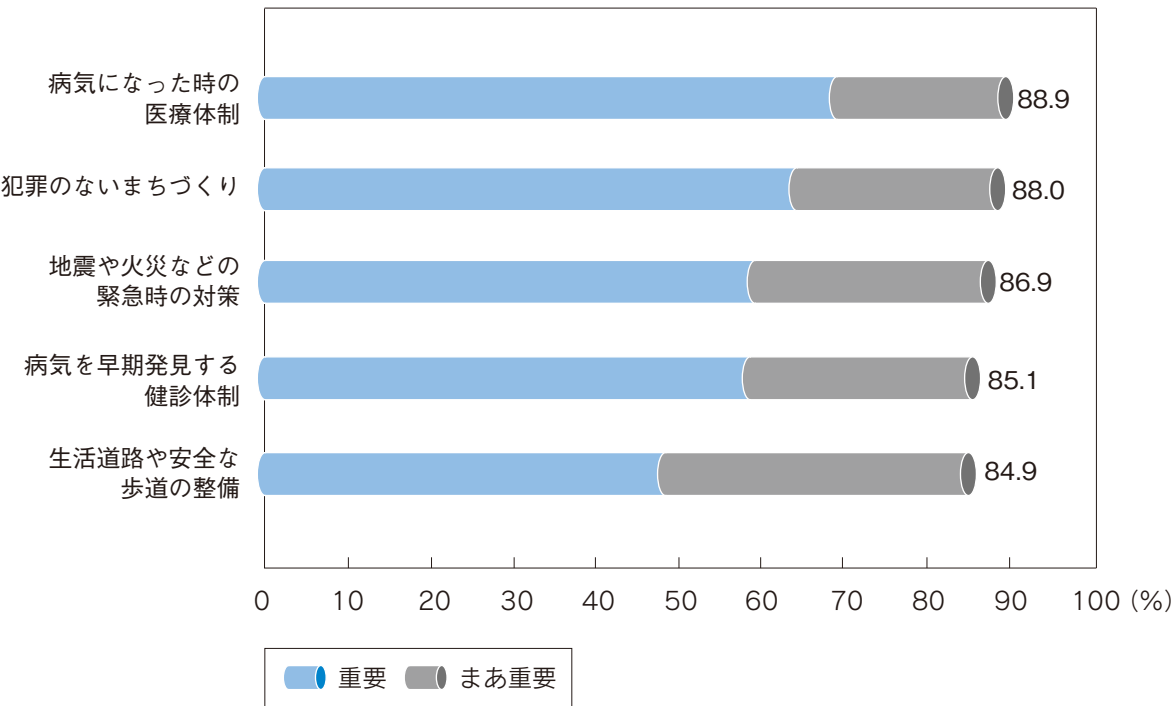
■ 平成 19 年度市内医療機関数 平成 19 年 4 月 1 日現在

区分	病院		一般診療所		歯科診療所
	施設数	病床数	施設数	病床数	施設数
平成 19 年度	3	531	69	31	47

資料：保健センター

23 入院を必要としない軽症の救急患者に対応するもの。休日夜間診療所や在宅当番医制などにより市町村を単位に実施している。
24 入院や手術を必要とする重症救急患者に対応するもの。県内を 16 の救急医療圏に分け地区ごとに複数の病院の輪番制により実施しており、初期救急医療施設で対応困難な重症患者を受け入れている。

■ 施策別重要度（上位 5 施策）



資料：市民意識調査

2 児童福祉の充実

1 少子化対策・子育て支援の推進

【現状と課題】

本市のこの10年の合計特殊出生率²⁵をみると、国や県と同様に低下傾向を示し、特に上福岡地域ではすべての年において国や県を下回り、県内市町村と比較しても低い水準で推移しています。

これまで、本市では、乳幼児を対象としたファミリーサポートセンター事業²⁶、子育てふれあい広場の開設、子育てサークルの支援など、子育て家庭の交流の場づくりや相談活動を中心として、総合的かつ計画的に子育て支援を推進してきました。

児童虐待やDV（ドメスティック・バイオレンス）²⁷については、学校や地域の協力を得るとともに関係機関と連携し、予防や早期発見に努めてきましたが、ここ数年増加傾向がみられます。

今後は、今までの取組みをさらに推進し、相談や情報提供を充実するとともに、関係機関との連携の強化を図り、地域全体で子育てのためのセーフティーネット²⁸機能をもつことが求められています。

施策の方向性

子育てをしやすい環境をつくり、子を育てる親を支えるため、親子の交流の場づくりを推進し、相談活動や情報提供の充実を図ります。児童虐待の予防と防止に努めるとともに、相談体制の整備や施策の充実に努めます。また、これらの施策を推進するために、関係機関との連携の強化を図ります。

①子育て支援体制の充実

- 地域子育て支援センターや子育てふれあい広場の充実により、子育て親子の交流の場づくりや、子育てに関する情報交換ができる環境づくりに取り組みます。
- 子どもたちがのびのびと育つための地域の環境づくりと、関係機関との連携による子育てを支援します。
- 高齢者の知識や経験を次世代の子どもたちに伝承できるような施策を展開するとともに、高齢者による支援制度の導入を進めるなど、マンパワーを活用した児童福祉の充実

25 人口統計上の指標で、一人の女性が一生に産む子どもの数を示す。この指標によって、異なる時代、異なる集団間の出生による人口の自然増減を比較・評価することができる。

26 仕事と子育ての両立を支援するため、会員として登録している市民に保育所の送迎、帰宅後の一時預かりなどについて協力してもらう会員相互の援助活動。

27 同居関係にある交際相手や配偶者などから家庭内で暴力行為を受けること。

28 サークスの空中ブランコや綱渡りのときなどに落下に備えて張られている安全網。転じて、病気、事故、失業、災害、犯罪など不測の事態に陥った時のために、あらかじめ国や自治体、個人などが備えているさまざまな対策のこと。

に努めます。

- 子育てに関する窓口の一元化をめざすとともに、子育てに関する情報提供の充実を図ります。

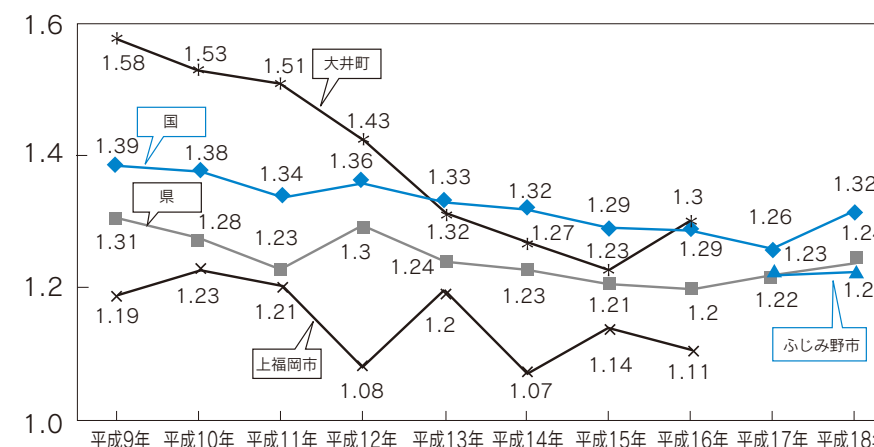
②相談活動の充実

- 子育てに関する悩みが解決されるよう、児童ケースワーカー²⁹をはじめ、地域子育て支援センターや保健センターなどの関係機関と連携し、相談業務の充実を図ります。
- 児童虐待やDV（ドメスティック・バイオレンス）の兆候を見逃さず、早期発見・根絶に努めるとともに、日ごろから虐待防止マニュアルの配布などの啓発活動を行い、予防を図ります。また、これらの施策を推進するために、関係機関との連携の強化を図ります。

③親・家庭への支援

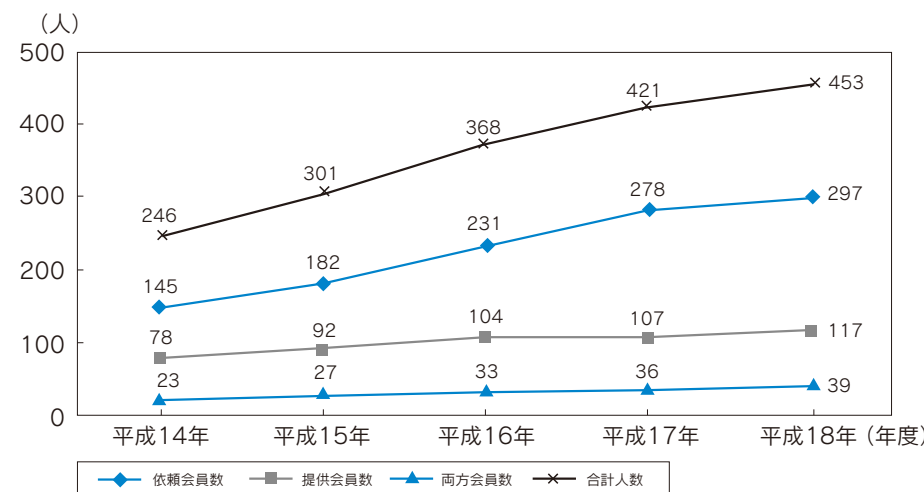
- 子育てを行う家庭の経済的負担の軽減を図るため、児童手当の支給やひとり親家庭の生活を支援します。

合計特殊出生率の推移



資料：子育て支援課

ファミリーサポートセンター会員数の推移



資料：子育て支援課

29 子どもについての様々な問題解決に向け、面接、訪問調査し、必要な助言指導を行う専門職。

2 子どもの健やかな成長支援

【現状と課題】

全国的に子どもを取りまく社会環境の悪化が指摘される中で、本市においても子どもが健やかに成長することができる環境づくりが重要となっています。

青少年関係団体が、地域の人やボランティアの協力を得て、防犯活動、仲間づくり事業、市民大会などさまざまな活動を展開しているものの、近年、年齢の異なる子ども同士が遊びなどを通じて交流する機会が少なくなっています。子どもの健全育成のためにも自主的な活動ができる場を充実することも課題です。

また、児童センターや児童館は子どもの居場所や交流の場として貴重な社会資源となっています。しかし、その一方で施設の老朽化や利用者の増加による施設の狭隘化なども課題となっています。



施策の方向性

交流する機会や多くの体験を通じて、子どもが豊かな人間性を培っていけるよう、自主的な活動の場を提供するとともに、青少年関係団体の自主的活動を支援し、子どもの健全育成に努めます。

また、子どもたちがのびのびと育つ環境をつくるため、児童センターや児童館などにおけるサービス提供体制の整備・充実を推進します。

①豊かな子どもの世界の構築

- 子どもの豊かな感性を育むため、身近なところで芸術文化や自然にふれる機会の拡大などに取り組みます。

②子どもの居場所づくり

- 子どもが体験や遊びを通じてさまざまな人たちと交流し、豊かな人間性を培っていけるように、子どもの自主的な活動の場づくりを進めます。
- 児童センターや児童館などにおけるサービス提供体制の整備・充実を推進します。

③地域の支援体制の充実

- 子どもを取りまく環境を改善するとともに、地域における異なる世代の人との交流を促進するため、家庭や学校だけではなく、地域全体で子どもたちを見守り支援する仕組みづくりを推進します。

3 多様な乳幼児・児童保育ニーズへの対応

【現状と課題】

本市では、家庭環境や就労環境の変化に伴い、多様化する保育ニーズに対応するため、さまざまな保育サービスや放課後児童クラブの充実に取り組んできました。

保育サービスについては、民間保育園も含めて定員の拡大を図ってきましたが、新たな希望者も増加しており、低年齢児を中心として待機児童が生じています。

放課後児童クラブについては、児童館としての機能を備えている施設もあり、両機能を兼ねることが困難になっています。また、新たな小学校の建設にあわせて整備する必要があります。

施策の方向性

多様化する保育ニーズに対応するとともに、待機児童の解消に向けて、保育体制の充実を図ります。

また、保護者の就労などによる留守家庭児童を対象とした放課後児童健全育成事業の充実を図ります。

①保育サービスの充実

- 保育所、認可保育園³⁰、家庭保育室³¹などを通じて、子育てと仕事などが両立できるよう、保育体制の充実を図ります。
- 一時保育や延長保育、休日保育、障害児保育などの保育サービスの充実を図ります。
- 新たな保育ニーズに対応するため、民間保育施設のさらなる活用について、検討を進めます。
- 安心して利用できる保育施設の計画的な維持・管理を行います。

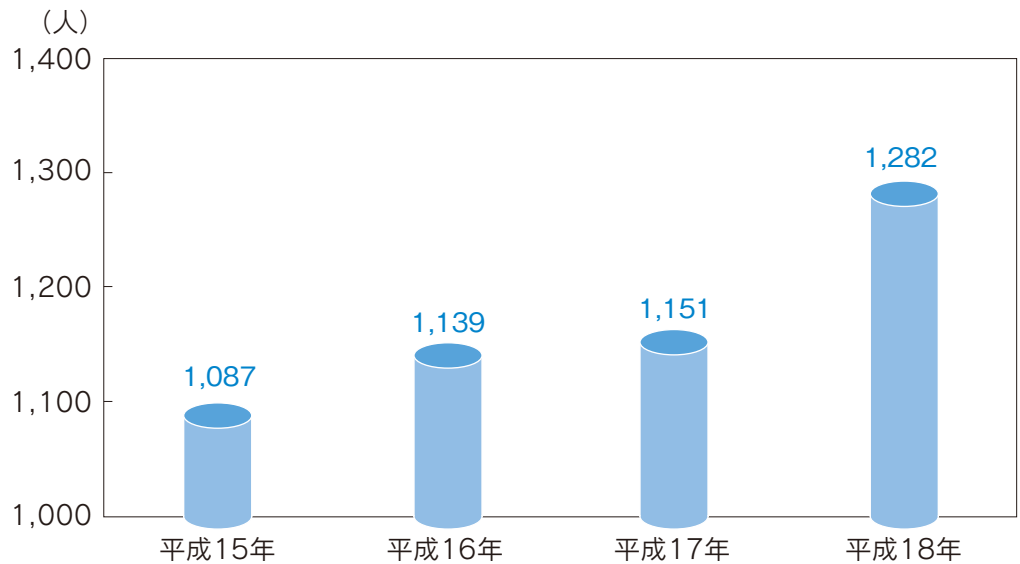
②放課後児童クラブの充実

- 児童が安全で快適な放課後を過ごせるよう、放課後児童クラブの設備と指導内容の充実に努めます。
- 新たな小学校の建設にあわせて、放課後児童クラブの整備を図ります。
- 児童館機能を備えた放課後児童クラブについては、あり方について検討します。

30 一定の保育水準を満たし、児童福祉法に基づく認可を受けている施設。公立、私立の両方がある。

31 一定の基準に適合した人の住居を指定し、保護者の委託を受け、その家庭内で保育する制度。

保育所入所児童の推移



各年 10 月 1 日現在 資料：子育て支援課

3 高齢福祉の充実

1 健康と生きがいのづくりの支援

【現状と課題】

これまで、地域での活動や学習、スポーツ・レクリエーションなどを通じて、高齢者が健康で生きがいのある生活が送れるよう、ゲートボール場の整備や老人クラブ、シルバー人材センターへの支援などを行ってきました。

今後は、本市においてもますます高齢化が進行していく中で、高齢者のスポーツの多様化に対応するなど、健康の保持・増進のための体制づくりが求められています。また、高齢者がゆとりや生きがいを持って暮らせるよう、活動する場や施設などの整備・充実が求められています。施設の中には、老朽化しているものもあり、引き続き適正な維持・管理が必要となっています。

社会の一員として元気に地域で活動したいと願う高齢者も多いため、老人クラブなど高齢者の団体を活力ある地域の核として再生することが課題となっています。さらに、働きたいと願う高齢者も増えていることから、シルバー人材センター³²などを通じた就労機会の拡大も求められています。

施策の方向性

高齢者が健康で生きがいに満ちた生活を送ることができるよう、地域の団体などと連携して、健康の保持・増進のための体制づくりを進めるとともに、活動機会・ふれあう機会づくりを進めます。また、高齢者の活動や交流を支援する施設の整備・充実や適正な維持・管理を行います。シルバー人材センターなどと連携して、高齢者の能力を地域で活かせる機会の拡大に努めます。

①健康の保持・増進

- 生活習慣病を予防する施策の充実を図ることにより、高齢者の健康の保持・増進を支援します。
- 高齢者の疾病予防と健康増進に向け、健康教育、スポーツ・レクリエーションなどを推進します。
- 疾病を予防するため、健診業務の充実を図ります。

32 「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律」に基づき、健康や生きがいのために仕事をしたい高齢者（おおむね 60 歳以上）に対して、一般家庭や民間企業等からの仕事を提供する公益団体。

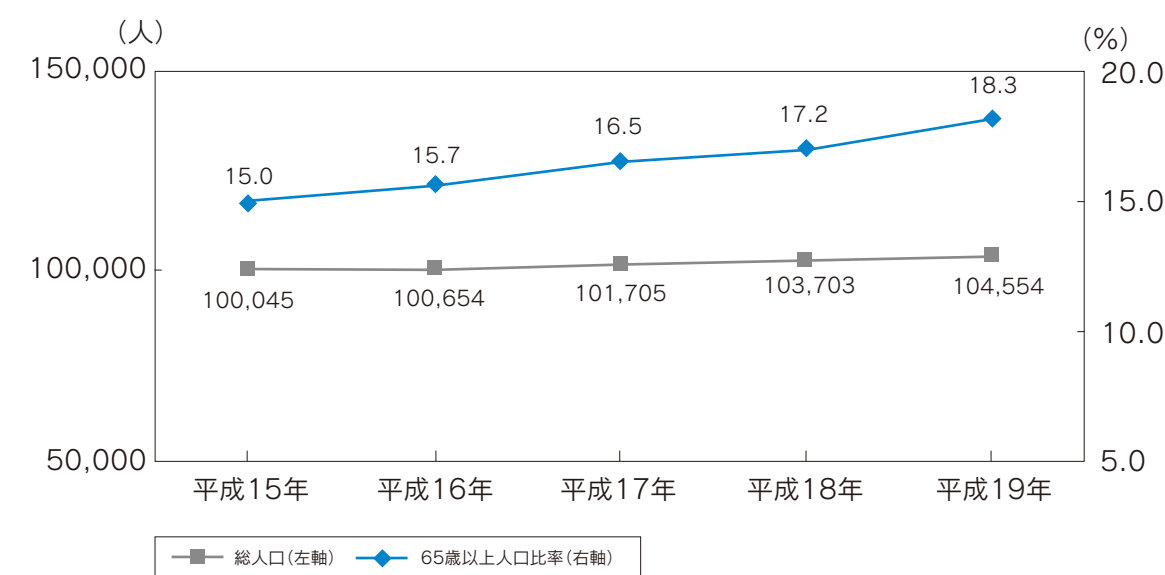
②生きがい対策の充実

- 高齢者がゆとりと生きがいを持って地域で暮らすことができるよう、関係機関などとの連携を図り、さまざまな学習機会や活動機会を提供します。
- 高齢者団体の自主的な地域活動を支援し、地域の人たちの支え合いの輪を広げます。
- シルバー人材センターなどと連携し、就労機会の拡大に努めます。
- 高齢者が生きがいを持って地域社会へ貢献できる環境づくりや施策を展開します。
- 高齢者の活動や交流を支援する施設について、整備・充実を図るとともに、適正な維持・管理を行います。

③居住環境の整備・充実

- 高齢者が快適に居住できる環境を整備するため、居宅改善に関する支援を行います。

人口と高齢化率の推移



各年 3 月 31 日現在 資料：住民基本台帳

2 地域ケア体制の整備・充実

【現状と課題】

これまで、高齢者保健福祉計画などに基づいて、在宅の高齢者やその家族に対する介護や生活に関する相談、サービスの提供、施設への入所などを実施し、高齢者の日常生活を支援するとともに、家族の介護負担の軽減を図ってきました。

今後は、行政によるサービス提供に加えて、地域社会全体で高齢者を支え合い、自立を支援することが求められています。

施策の方向性

高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、介護サービスや福祉医療サービスの充実に努めるとともに、地域において自主的な介護予防・疾病予防活動が広く実施され、高齢者が積極的にこれらの活動に参加できる体制づくりを進めます。

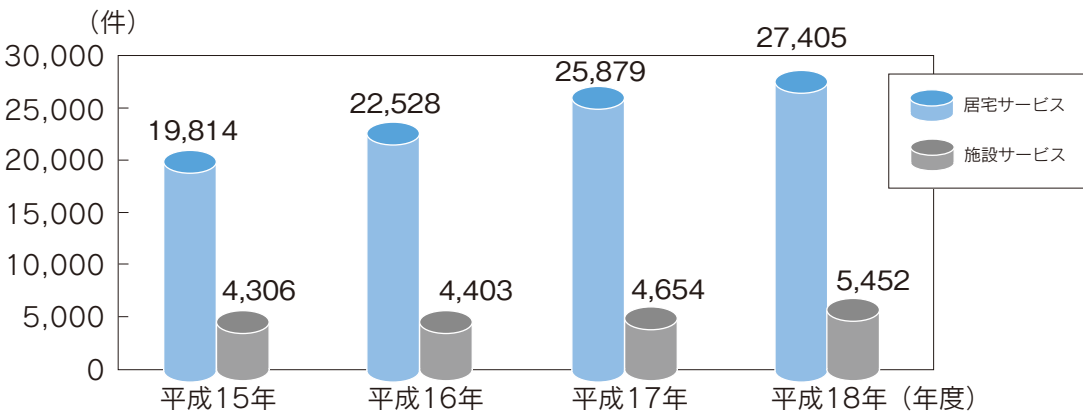
①介護サービスの充実

- 介護を必要とする高齢者が適切な介護サービスを受けることができるよう、介護サービス事業者と連携しながら、官民による介護サービスの充実を図ります。

②地域によるケア体制の整備・充実

- 地域包括支援センター³³の機能を充実させ、地域におけるネットワークづくりを進め、地域全体で高齢者を支え合うケア体制の整備・充実に取り組みます。

■ 居宅、施設サービス利用件数の推移



資料：高齢福祉課

33 市が設置する地域の保健・福祉・医療の拠点となる機関。高齢者福祉の総合相談、介護予防マネジメント、地域ケアの推進を行う。

4 障害福祉の充実

1 社会参加と自立への支援

【現状と課題】

本市では、障害者ホームヘルプサービス³⁴事業や補装具の給付事業など、障害の種別に応じてサービスを提供してきました。また、障害の早期発見・早期療育に向けた相談・指導を充実するとともに、身近な地域での療育や生活訓練が行えるよう、障害児通園事業などの充実を図ってきました。

平成18年度の障害者自立支援法³⁵の施行に伴って、身体・知的・精神に障害のある人に対して、障害の種別にかかわらず、総合的にサービス提供を行うことになりました。今後も制度変革に対応したサービス提供のあり方を検討し、整備していくことが求められています。

施策の方向性

障害のある人が自立して暮らすことができるよう、乳児から高齢者まで、生活を支援するサービスを充実するとともに、地域社会に積極的に参加することができるよう、就労機会の拡大に努めます。

①社会参加と自立への支援

- 障害のある人が地域社会に積極的に参加し、自立した生活を送ることができるよう、職業リハビリテーション³⁶の措置を実施する機関や教育関係機関などとの連携の強化を図るとともに、障害者団体や自助グループの活動を支援します。
- 保健・医療機関などとの連携を強化し、障害のある人が安心して生活や治療ができる環境づくりをめざします。
- 障害のある人の社会参加を促進するため、広報・広聴活動の充実を図ります。

②生活支援の充実

- 障害者自立支援法に基づき、障害のある人のための在宅サービスや施設サービスの充実を図り、地域で自立した生活を送ることができるよう支援します。

34 心身に障害があり、日常生活を営むのに支障がある家庭にホームヘルパーを派遣し、障害者が健全で安らかな生活を営むことができるよう援助するサービス。

35 障害のある人（児童）がその有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう定められた法律。従来の支援費制度に代わり、障害者に費用の原則1割負担を求め、障害者の福祉サービスを一元化し、保護から自立に向けた支援を行う。

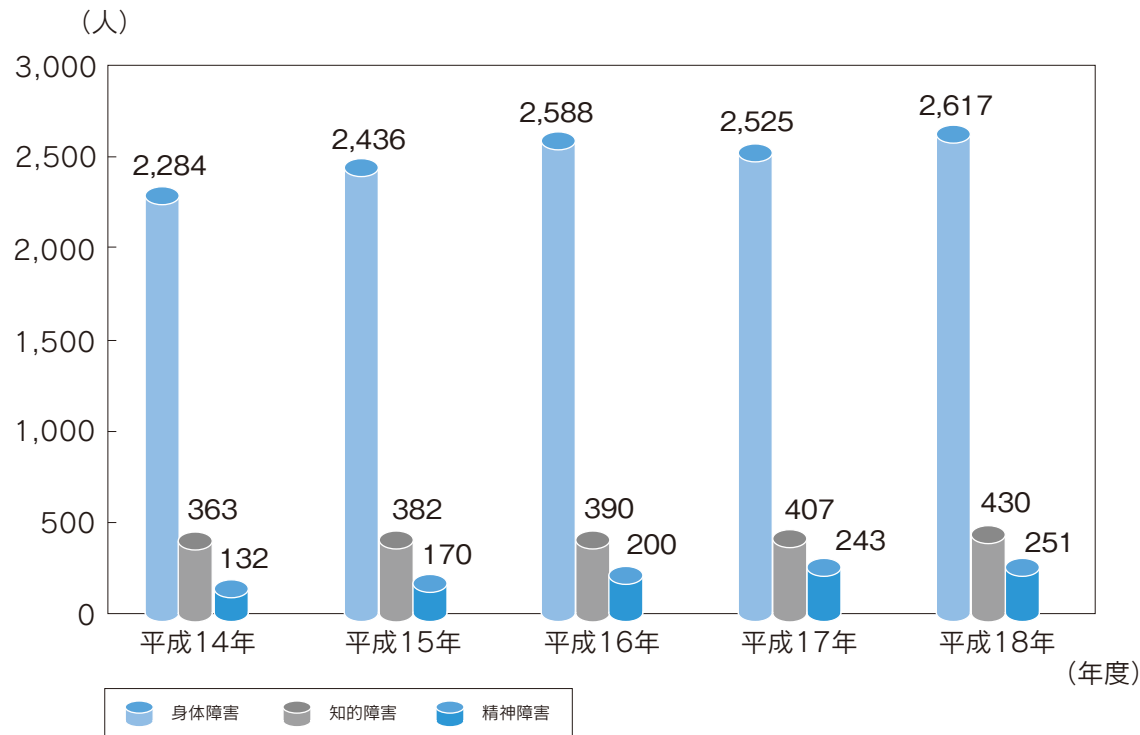
36 障害のために就業することが困難な人に対して、職業相談、職業訓練、職業指導、職業紹介などの支援を行うことで、職業的な自立を図る施策のこと。

- 障害のある人の生活を支援する施設や設備、マンパワーなどの社会資源を活用するための支援や相談活動を充実します。

③障害のある児童の育成支援

- 保健・医療機関などと連携し、障害の早期発見・早期療育に努めるとともに、障害のある児童のための支援サービスの充実を図り、育成を支援します。
- 障害のある児童に対する相談機能の充実を図ります。

障害のある人（児童含む）の数



資料：障害福祉課、子育て支援課

2 施設の整備と機能の充実

【現状と課題】

これまで、心身障害者地域デイケア施設やおおい作業所などの施設を通じて、障害福祉サービスを提供してきました。

今後は、障害者自立支援法施行に伴う施設サービスのあり方について、引き続き検討し、障害のある人のための支援施設を再構築していく必要があります。

施策の方向性

障害のある人が身近な地域で必要なサービスを受けられるように、障害児（者）施設の整備と機能の充実を図ります。

①施設サービスの充実

- 身近な地域で必要な自立訓練や授産活動³⁷の場などを提供し、社会参加を促進するため、障害者基本計画に基づき支援施設を再構築するとともに、機能の充実を図ります。
- 民間事業者の活用も含めた施設整備の手法を検討します。

障害者施設サービス利用状況

(人)

サービス区分	年度	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度
	施設障害福祉サービス	105	110	116
	身体障害者	20	22	22
	知的障害者	84	87	91
	精神障害者	1	1	3
デイサービス※		10	11	8
グループホーム		2	3	3

※平成 18 年 10 月以降は地域活動支援センターに移行
資料：障害福祉課

37 身体障害や知的障害等の理由で働く機会が得られない人たちが福祉施設で行う活動のこと。

5 地域福祉の推進

1 地域福祉推進体制の整備

【現状と課題】

本市では、社会福祉協議会、民生委員・児童委員協議会などの関係団体との連携により、地域福祉充実のための基盤づくりを行ってきました。

市民のボランティア活動への関心の高まりなどを受けて、今後は、市民自身が福祉の担い手となって活動できるような環境を整備していく必要があります。地域福祉の推進には、サービスを必要とする人の生活を総合的に支えていくことが重要であり、そのためには、保健・福祉・医療に加えて、環境・教育・就労・住宅などの生活関連分野との連携を図っていく必要があります。

施策の方向性

すべての市民が住み慣れた地域社会で安心して暮らせるよう、関係団体や市民との連携を進めながら、地域福祉を支える体制の強化を図り、地域の実情に応じて機能する福祉活動の充実を図ります。

①地域福祉推進体制の整備

- 社会福祉協議会や民生委員・児童委員協議会、地域のボランティア団体など関係団体と連携を図りながら、市民主体の福祉のまちづくりを進めるための地域福祉推進体制を整備します。
- 地域福祉活動を行うボランティア団体などへの必要な支援を行うとともに、関係団体との連携を図るために情報の共有化を推進します。
- 在宅福祉サービスや自立生活支援などの各種サービスを市民や NPO などとの協働で行う仕組みづくりを進めます。

②地域福祉活動の充実

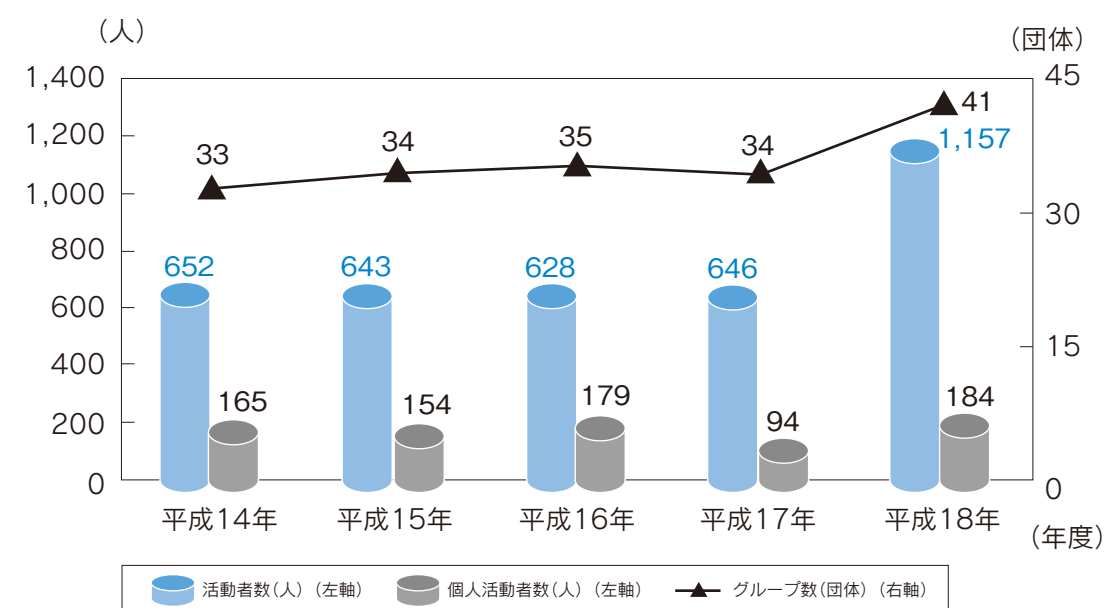
- 地域福祉の拠点となる総合福祉センターの活用や災害時における要援護者³⁸を支援するための仕組みづくりなどにより、地域福祉活動の充実を図ります。
- 関係機関と協力し、地域福祉活動への市民参加を促進します。

38 災害時に迅速な情報収集や避難行動をとるのに支援を要する人々のこと。

③だれもが安心して生活できる地域づくり

- 障害者、高齢者、子ども、外国人などを含め、だれもが地域で安心して生活することができるよう、施設などのバリアフリー³⁹化を進めるとともに、障害の有無、世代や文化の相違などを越えて互いに理解し合うことのできる地域社会づくりを進めます。

ボランティアセンター登録団体・登録者数の推移



※平成17年度は上福岡地域、大井地域の平成18年2月現在の数値を合算した数値。

資料：上福岡市社会福祉協議会、大井町社会福祉協議会

39 公共空間や建築物などにおいて、段差の解消や手すりの設置などを通して、生活上の障壁（バリア）を取り除くこと。ハード面だけでなく、様々な境遇の人がお互いに理解し、交流しあうため意識上のバリアを取り除くことも含まれる。

2 保健・福祉・医療の連携

【現状と課題】

地域福祉充実のためには、福祉行政だけではなく、保健行政や医療機関など、行政内外の各機関が有機的に連携することが必要です。

サービスを必要とする人の生活を総合的に支えていくためには、保健・福祉・医療の連携に加えて、行政におけるすべての分野が同じ認識に立って地域の課題を考えていくことが必要です。行政が横断的に必要な情報を相互に共有して、市民一人ひとりに効率的かつ質の高いサービスを提供していくことが求められています。

施策の方向性

地域の人々に的確な福祉サービスを提供するため、保健・福祉・医療などの関係機関と十分に連携を図るとともに、行政内部での取組みを横断的に進めます。

①関係機関との連携強化

- 保健・福祉・医療などの関係機関の連携を深めることにより、地域福祉の充実を図ります。

②行政内部の横断的な連携

- 行政内部での横断的な連携を行い、地域福祉を充実するために効率的でより質の高いサービス提供に努めます。



6 社会保障の充実

1 医療保険制度の充実

【現状と課題】

これまで、本市では、国民健康保険及び老人保健制度を通じて、被保険者を対象に保険給付を行ってきました。また、乳幼児医療費、ひとり親家庭等医療費、重度心身障害児（者）医療費の自己負担金の一部又は全部を助成する福祉医療サービスも実施してきました。しかし、高齢化の進行や医療技術の発展などに伴い、保険給付額は増加を続けており、その財政運営は厳しくなっています。

今後は、制度に関する情報提供・意識啓発を進め、収納率⁴⁰の向上による財源の確保を図るとともに、特定健診・特定保健指導を充実し、加入者の疾病予防や健康増進を図ることも重要です。

平成18年度の医療制度改革により、平成20年4月から75歳以上の人を対象に新たな後期高齢者医療制度⁴¹が創設されたため、本市としても新たな対応が必要となります。

施策の方向性

加入者が安心して医療サービスを受けられるように、国民健康保険制度及び後期高齢者医療制度を適正に運営します。また、福祉医療サービスの充実を図ります。

①国民健康保険制度の健全な運営

- 国民健康保険制度に関する情報提供や意識啓発を進め、収納率の向上による財源の確保に努めるとともに、被保険者の疾病予防や健康増進を図ることにより、国民健康保険制度の健全な運営に努めます。

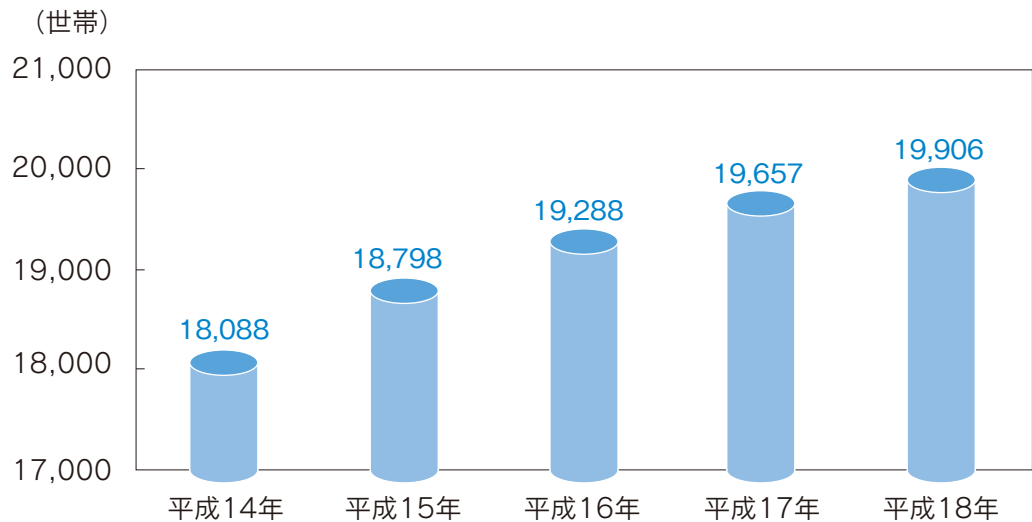
②福祉医療サービスの充実

- 医療制度改革を踏まえつつ、乳幼児医療費、ひとり親家庭等医療費、重度心身障害児（者）医療費に関する支給事業について、適正な支給水準に関する見直しを行いながら、充実に努めます。

40 市税や保険料などについて、確定した納付されるべき額（調定額）のうち、実際に納付された額（収納済額）の割合。

41 医療制度改革の大きな柱として、平成20年4月から創設された75歳以上の後期高齢者を被保険者とした医療保険制度。

国民健康保険加入世帯の推移



資料：国保医療課

2 介護保険制度の充実

【現状と課題】

介護が必要な人の増加に対応するため、介護サービス基盤の充実を図るとともに、介護保険財政の適切な運用を図ってきました。

今後も、保険財政の健全な運用を図りながら、介護を必要とする人ができるだけ地域で自立して生活を送ることができるよう、サービスの充実を図る必要があります。

施策の方向性

介護保険制度を健全に運営するとともに、介護が必要な人に対して、適切なサービスを提供できるよう、地域包括支援センターを地域の中核機関として位置づけ、サービス提供体制の充実を図ります。

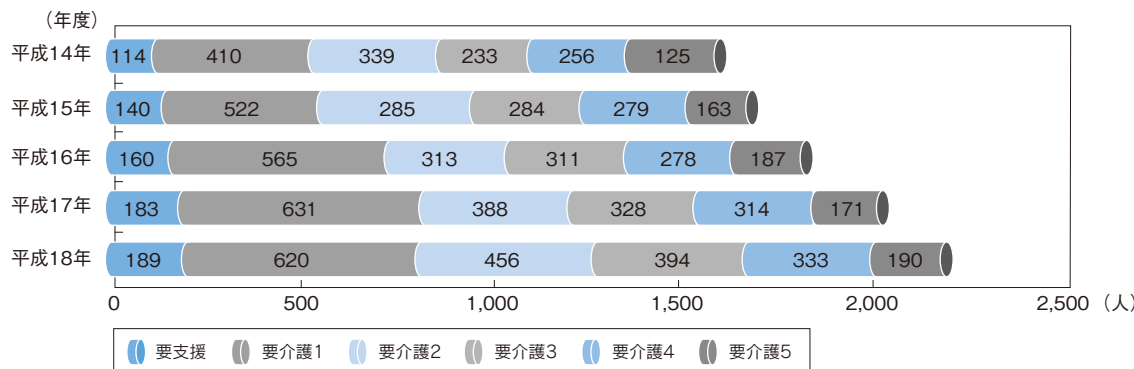
①介護保険制度の健全な運営

- 介護保険制度に関する情報提供や意識啓発を行うとともに、保健・福祉関係の事業とも連携し、介護予防⁴²や健康増進に努めることにより、介護保険制度の健全な運営に努めます。

②介護保険サービス基盤の強化

- 地域包括支援センターを中核として、介護予防、権利擁護、総合相談などのさまざまな支援を提供する体制づくりを推進します。
- 介護を必要とする人にとって、最もふさわしい介護サービスを利用できるよう情報提供の充実を図るとともに、サービスの質・量の確保に努めます。

要介護認定者数の推移



※平成18年度の要支援の中に要支援1、2、経過的要介護を含む。 資料：高齢福祉課

42 介護を要する状態にならないようにすること。また、すでに介護を受けている場合には、介護の状態を悪化させないようにすること。

3 公的年金制度の充実

【現状と課題】

国民年金制度は、高齢者や障害のある人などの安定した生活を保障するため、保険料を出し合い、お互いを支え合う極めて重要な制度です。しかし、近年、年金制度に対する国民の不安が高まっており、年金制度の安定化のために、今後とも、国民年金制度の趣旨や仕組みなどについて市民の理解を深めていく必要があります。

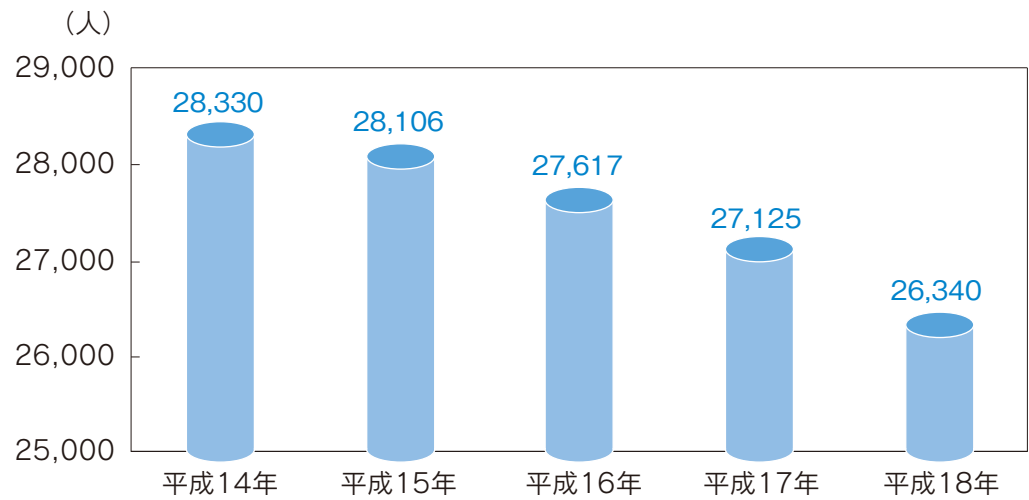
施策の方向性

高齢者や障害のある人などの安定した生活を保障するため、国民年金制度の趣旨や制度についての理解と普及を図り、年金制度への適正な加入を促進します。

①国民年金制度の啓発

- 国民年金制度の趣旨やその意義、制度の仕組みなどに関する情報を提供し、年金制度への加入を促進します。

国民年金被保険者の推移



※数値は第1号被保険者と第3号被保険者の合計数 資料：市民課

4 低所得者福祉の充実

【現状と課題】

これまで、生活保護制度の活用や福祉資金の貸付などにより、生活に困窮する市民に対して、生活の安定と自立に向けた支援を行ってきました。

現在は、その支援の対象も多岐にわたり、高齢者世帯や障害者世帯などにとどまらず、リストラや倒産などで生活に困窮する世帯やDV（ドメスティック・バイオレンス）により緊急保護を必要とする母子世帯などが増えています。

このように、さまざまな社会情勢の変化が顕著に現れる中、保護世帯数は年々増加傾向をたどっています。

今後は、生活に困窮する市民の自立を支援するために、地域援護体制の充実を図るとともに、ケースワーカーなど職員の資質を含めたさらなる充実が必要となっています。

施策の方向性

生活に困窮する市民に対して、健康で文化的な生活を保障し、自立に向けた支援を行うため、生活保護制度を適正に実施するとともに、被保護者の自立に向けた就労促進や生活支援などを推進し、関係団体と連携した地域援護体制の充実を図ります。

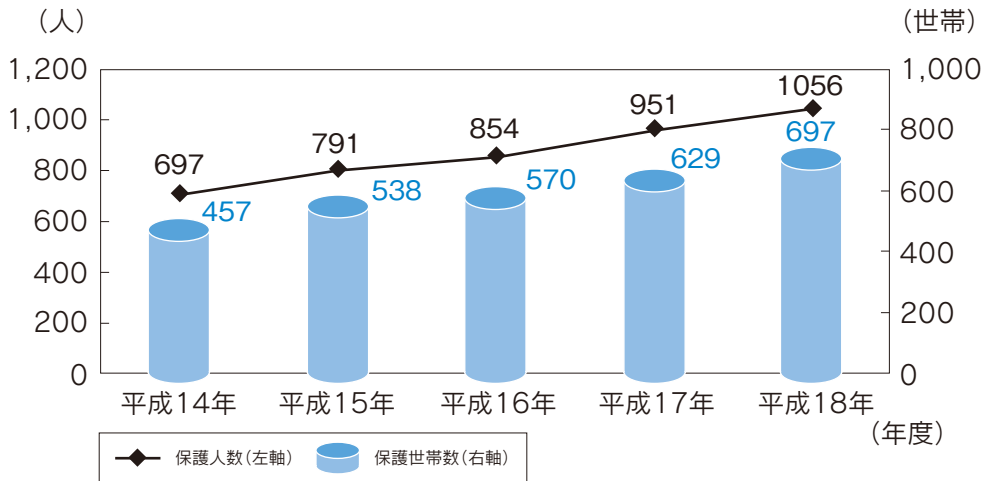
①低所得者への自立支援

- 経済的に困窮している市民に対し、生活保護制度の活用や福祉資金貸付などを適正に実施するとともに、相談、助言、指導などを行い、自立を支援します。

②地域援護体制の充実

- 社会福祉協議会や民生委員・児童委員協議会などと連携しながら、相談・援助活動などを実施し、地域援護体制の充実に努めます。

保護人数と保護世帯数



※保護人数、保護世帯数とも月平均の数値 資料：福祉課